

宮城県おとな救急電話相談事業普及啓発業務 仕様書

1 委託業務の名称

宮城県おとな救急電話相談事業普及啓発業務

2 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 業務の目的

宮城県においては、救急搬送件数が年々増加しており、救急隊及び救急医療機関の負担が増大している。特に、高齢者の救急搬送件数が増加しており、高齢者対応の課題が顕著になっている。

こうした中で、県では、消防・救急医療機関の負担軽減のために、県民が急な病気やけがをした際、専門家から受診の必要性や対処方法等の適切な助言、医療機関の案内を受けることができる「宮城県おとな救急電話相談事業」を実施し、救急医療体制の充実強化を図っているが、「宮城県おとな救急電話相談事業」の県民の認知率が低いことが課題となっている。

本業務では、主に高齢者及び高齢者家族等関係者にリーチする各種メディア等を活用したおとな救急電話相談事業の啓発・広報を行い、認知率向上を図るものである。

4 業務の内容

(1) 「宮城県おとな救急電話相談事業」の事業内容を効果的に県民に伝えることができるポスター及びチラシのデザイン作成及び印刷。

イ ポスター 規格 B2判片面カラー
用紙 コート135kg(再生紙 ベジタブルインクの使用)
印刷部数 2,000枚 ※別に指定する県内20カ所に納品

ロ チラシ 規格 A4判片面カラー
用紙 コート68kg(再生紙 ベジタブルインクの使用)
印刷部数 10,000枚 ※別に指定する県内12カ所に納品

(2) 事業費(委託上限額)の範囲内で、以下の項目に留意した上で、主に高齢者及び高齢者家族等関係者にリーチする独自の企画について提案し、発注者の承認を得た上で実施すること。

イ キャッチフレーズ、ビジュアル等を用いて、おとな救急電話相談の電話番号(#7119)を思い出しやすく、頭に残る内容の広報を行うこと。

ロ おとな救急電話相談の「救急車を呼んだ方が良いのか迷うときの相談ダイヤル」という役割について明確に伝える内容の広報を行うこと。

ハ 県民がいざという時に迷わずおとな救急電話相談を利用できるよう、おとな救急電話相談の具体的な利用手順を分かりやすく説明する内容の広報を行うこと。

(3) 実施した広報結果を取りまとめ、広報効果の検証・分析を行い、報告すること。

5 成果物の帰属、利用及び秘密保持

(1) 成果物の帰属

本業務によって得られた成果物に係る受注者に帰属する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、第三者に帰属するものを除き、発注者に帰属するものとする。また、受注者は、あらかじめ発注者から書面による同意を得た場合を除き、著作者人格権（著作権法第18条から第20条に規定する権利をいう。以下同じ。）を行使しないものとする。

なお、受注者は、成果物に係る第三者に帰属する著作権について、本業務における利用に関し、発注者が無償かつ無期限に利用できるように、当該第三者から利用許諾を得なければならない。

(2) 成果物の利用

発注者は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲内において、随時利用できるものとし、二次的な利用も可能とすること。

(3) 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を、本業務履行中及び本業務完了後も本業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

(4) 個人情報の取扱いについて

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

6 成果物の納品及び業務完了報告書の提出

(1) 成果物の納品

4（1）及び4（2）で作成した成果物（画像データ等を含む）を、電子媒体を含めて、令和7年3月31日までに納品すること。

なお、4（1）で作成した成果物の画像データのデータ形式は、PDF及びイラストレーター等編集可能なものとする。

(2) 業務完了報告書等

本業務完了後、速やかに実施報告書を作成するものとする。実施報告書については、本業務の執行課程や経過が明確となるよう取りまとめること。

7 その他

(1) 受注者は、企画・校正イメージを発注者と十分に摺り合わせをした上で、業務に着手すること。また、業務の進捗状況を適宜報告し、必要な指示を受けること。

(2) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい事項及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこととする。

(3) 本業務を行うに当たり、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないよう、受注者が責任を持って調整すること。